

平成29年第2回南島原市教育委員会定例会

日時 平成29年2月22日(水) 午後3時00分
場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

議案第4号 南島原市教育支援委員会の答申について

議案第5号 学校歯科医の変更について

議案第6号 南島原市学校給食における食物アレルギー対応基本方針の策定について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 有家小学校について

(3) 平成28年度南島原市一般会計補正予算(第6号)について

(4) 平成29年度教育委員会主要事業計画について

(5) 次回教育委員会定例会の開催について

(6) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成29年1月の諸会議並びに諸行事

23日(月) 14:00 定例教育委員会(西有家庁舎)

24日(火) 14:00 第9回B&G全国サミット(～25日)(東京都)

26日(木) 9:00 第10回特別支援教育研究会学習発表会(カムス)
9:30 セミナリヨ版画展最終審査会(コレジヨホール)

27日(金) 13:30 三市校長研修会(ザ・マーキーズ)

30日(月) 10:00 人事ヒアリング(長崎市)

31日(火) 10:00 議会全員協議会(有家庁舎)

○平成29年2月の諸会議並びに諸行事

1日(水) 18:00 第66回長崎県公民館大会島原半島大会レセプション(島原市)

2日(木) 14:00 平成28年度第4回長崎県都市教育長協議会(長崎市)

3日(金) 9:00 第66回長崎県公民館大会島原半島大会(島原市)
14:00 世界遺産市民協働会議(西有家庁舎)

5日(日) 12:00 大野木場小学校PTA・優良PTA文部科学大臣表彰記念祝賀会(ザ・マーキーズ)

6日(月) 14:00 十八銀行社会開発振興基金助成金受領(落城の賦保存会)(南有馬庁舎)

8日(水) 10:30 男女共同参画庁内推進会議(西有家庁舎)
12:30 教育委員会指定研究中間発表会(西有家中学校)

9日(木) 15:00 特別展開催記者発表(原城図書館)
15:30 全国どぶろく研究大会 in 南島原(深江ふるさと伝承館)

10日(金) 10:00 第10回南島原市文化協会文化祭「展示の部」開場式(コレジヨホール)

12日(日) 9:00 島原翔南高等学校総合学科発表会(カムス)

13日(月) 14:00 初任者研修・10年経験者研修実施運営委員会(オアシスセンター)
16:40 加津佐中学校マーチング市長表敬訪問(西有家庁舎)

14日(火) 15:30 部局長会議(コレジヨホール)
15:30 世界遺産登録推進本部会議(コレジヨホール)

17日(金) 10:00 初任者研修実施協議会(大村市)

19日(日) 10:00 口加ライオンズクラブ結成35周年記念式典(加津佐総合福祉センター)

20日(月) 19:00 家庭教育講演会(カムス)

21日(火) 10:00 議会開会(有家庁舎)

議案第4号

南島原市教育支援委員会の答申について

提案理由

南島原市教育支援委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒（就学前の幼児を含む）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学指導の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

平成29年2月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

議案第 5 号

学校歯科医の変更について

提案理由

学校保健安全法第 23 条に基づき、学校歯科医を変更したいので提案する。

平成 29 年 2 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

平成28年度 南島原市小学校・中学校・幼稚園学校歯科医名簿

町名	学校名	学校歯科医	院名	院住所	摘要
深江町	深江小学校	泉 卓歩	泉歯科医院	南島原市深江町丙748-1	
	小林小学校	前川 二郎	前川歯科医院	南島原市深江町丙800-7	
	大野木場小学校	泉 卓歩	泉歯科医院	南島原市深江町丙748-1	
	深江中学校	前川 二郎	前川歯科医院	南島原市深江町丙800-7	
布津町	布津小学校	佐藤 晃一	さとう歯科クリニック	南島原市有家町原尾628-1	H29..2. 3より
	飯野小学校	泉 卓歩	泉歯科医院	南島原市深江町丙748-1	H29..2. 3より
	布津中学校	草野 眞夫	草野歯科医院	南島原市南有馬町乙903	H29..2. 3より
有家町	有家小学校	松島 俊一郎	まつしま歯科医院	南島原市有家町山川398-2	
	蒲河小学校	小嶺 隆一	小嶺歯科医院	南島原市有家町久保18-3	
	新切小学校	小嶺 隆一	小嶺歯科医院	南島原市有家町久保18-3	
	堂崎小学校	佐藤 晃一	さとう歯科クリニック	南島原市有家町原尾628-1	
	有家中学校	小嶺 陽	あきらデンタルクリニック	南島原市有家町蒲河339-4	
西有家町	西有家小学校	入江 敏章	入江歯科医院	南島原市西有家町須川1197-19	
	西有家中学校	高橋 昌臣	高橋歯科医院	南島原市西有家町須川1780	H28.4.1より
北有馬町	有馬小学校	川島 綱	川島歯科医院	南島原市北有馬町戊2864-1	
	北有馬中学校	川島 綱	川島歯科医院	南島原市北有馬町戊2864-1	
	北有馬幼稚園	川島 綱	川島歯科医院	南島原市北有馬町戊2864-1	
南有馬町	南有馬小学校	菅 徳明	菅歯科医院	南島原市南有馬町乙974	
	南有馬中学校	本多 洋哉	本多歯科医院	南島原市南有馬町丁410	
口之津町	口之津小学校	中尾 美和	みわ歯科医院	南島原市口之津町甲2710-1	
	口之津中学校	八木 敬子	八木歯科医院	南島原市口之津町丁5352	
加津佐町	加津佐小学校	渡邊 尚海	渡邊歯科医院	南島原市加津佐町己3690-5	
	野田小学校	山崎 柳太郎	山崎歯科医院	南島原市加津佐町己2232-1	
	加津佐中学校	立川 安彦	立川歯科医院	南島原市加津佐町己3240-5	

議案第 6 号

南島原市学校給食における食物アレルギー対応基本方針の策定について

提案理由

南島原市学校給食における食物アレルギー対応基本方針を策定したいので、教育委員会の意見を求める。

平成 29 年 2 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 近藤 孝信

学校給食における食物アレルギー対応基本方針（案）

南島原市教育委員会
平成29年〇月〇日 制定

1 基本方針策定の背景

現在、本市の学校給食における食物アレルギー対応は、平成26年1月に策定した学校給食における安全管理マニュアルに沿って実施している。

しかし、全国的に見ると、食物アレルギーを持つ子どもたちの症状が重篤化する傾向が見られるようになっており、学校給食を提供するうえで大きな課題となっている。平成24年12月には、食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故も発生している。

文部科学省では、こうした事故を二度と起こさないよう再発防止のための検討を進め、平成27年3月に「学校給食における食物アレルギー対応指針（以下「指針」という。）」を示した。

これらの考え方を踏まえ、本市でも学校給食における更なる安全性の向上を目指した取組が求められる。

2 基本方針の趣旨

学校給食における食物アレルギーに対応した給食の提供体制の再整備を行い、食物アレルギーを有する子どもたちへの基本的な考え方を示し、市教育委員会及び市立学校における基本方針を定める。

3 学校給食における食物アレルギー対応基本方針

(1) 食物アレルギー対応の大原則

食物アレルギーを有する子どもたちであっても、他の子どもたちと同じように給食時間や学校生活を安全かつ楽しんで過ごすことができることを目標に、次の大原則に沿った対応を基本とする。

《学校給食における食物アレルギー対応の大原則》「指針 P.4 より抜粋」

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 教育委員会等は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

(2) 安全性の確保を目的とした学校給食提供の考え方

この考え方は、長崎県教育委員会の策定した「学校におけるアレルギー疾患対応指針」を踏まえ、子どもたちに安全で安心して学校給食の提供を行うための考え方とする。

《学校給食における食物アレルギー対応の原則的な考え方》

◆ 最優先は“安全性”

学校給食で最優先されるべきは、“安全性”である。栄養価の充足や美味しさ、彩り、そして保護者や子どもの希望は、安全性が十分に確保される方法でのみ対応する。

◆ 二者択一の給食提供

“安全性”確保のために、従来の多段階の除去食や代替食提供は行わず、原因食物を「提供するかしないかの二者択一」を原則的な対応とすることが望ましい。

個々に対応すると、業務は複雑・煩雑となり、負担が増えるばかりか、事故の温床にもなるため、多段階対応は行わない。

◆ 二者択一した上での給食提供

対応を二者択一した上で提供する給食には、代替食と除去食がある。本来の学校給食における食物アレルギー対応の理想的な提供方法は代替食である。

しかし代替食は、除去食よりもきめ細かな対応が必要になるため、安全性が担保されないときは除去食対応を選択する。

①除去食の場合、完全除去した献立に代替しない。このためそれが中心献立・食材だった場合、給食として成立しないため、一部弁当対応となる。

②代替食の場合、完全除去した献立に代替する献立・食材を加える。ただしアレルギー対応献立はできる限り最小限に集約して調理するようにし、原因食物ごとに別々の献立や調理方法を設定しない。最小限の代替食を「提供するかしないかの二者択一」とする。

◆ 保護者との連携

やむを得ず弁当対応となる場合、保護者とのコミュニケーションを密に図るよう努めること。学級での指導状況や食物アレルギーを有する児童生徒の意向等を十分に考慮した上で、具体的な対応を決定していく。その際、双方にとって過度な負担とならないように配慮するとともに、状況に応じて適宜対応を見直して行くことも必要となる。

※文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」を参考とした。

(3) 校内における食物アレルギー対応に関する委員会の設置

食物アレルギー対応委員会等（以下「委員会」という。）を校内に設置し、子どもたちの食物アレルギーに関する情報を集約するなど組織的に対応する。

①設置の趣旨・委員構成

校長を責任者とし、関係者で組織する委員会を校内に設置する。委員会では、子どもたちの食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議し、決定する。また、校内の危機管理体制を構築し、関係機関との連携や具体的な対応訓練、校内外の研修を企画・実施し、参加を促す。

【委員の構成例と役割例】

◎委員長 校長（対応の総括責任者）

○委員 教頭（校長の補佐、指示伝達、外部対応）※校長不在時には代行

教務主任（教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応）

養護教諭（実態把握、主治医や学校医との連携、事故防止）

栄養教諭・学校栄養職員（給食調理・運営の安全管理、事故防止）

保健主事（教務主任、主幹教諭・養護教諭、栄養教諭等の補佐）

給食担当（栄養教諭等の補佐、給食時間の共通指導の徹底）

学級担任・学年主任（安全な給食運営、保護者連絡、事故防止）

※各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図る。

※必要に応じて、委員会に教育委員会の担当者、学校医、学校給食会代表、調理員代表、関係保護者、主治医等を加えることもできる。

②面談における確認事項

食物アレルギー対応の開始前には、必ず個別面談を実施する。

この個別面談には、校長・教頭・実務者（栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学級担任等）が必ず出席し、学校生活管理指導表の確認と委員会で決定した事項を保護者から聴取する。

また、面談は事前に保護者から提出を受けた書類に記載された事項を補うとともに、教育委員会や学校の基本方針を理解してもらえるための良好な関係を築く場とする。

③対応の決定と周知

個々の給食対応の詳細を決定し、保護者へ決定内容を通知し、了解を得る。また、決定した個別の取組プランを全教職員間で共有できるように周知徹底する。

④事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討

事故の把握と把握のためのシステムを構築し、事故の原因を究明する。

原因究明にあたり、関係者の聞き取りを行い、原因が判明したら、危険管理体制に基づく的確な行動ができたか検証し、防止策を協議・決定し、周知運用する。

全てのヒヤリハットの事例について、市教育委員会へ報告する。

※事故防止のために、

- ・校内危機管理体制を構築し、関係機関等の連携を進める。

- ・全職員を対象に、対応訓練や校内外の研修を企画・実施する。

(4) 医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出

①基本及び必須事項

学校におけるアレルギー対応は、(公財)日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」による対応を基本とする。

主治医の的確な判断や指示、指導等は、安全で安心な学校給食を実現するためには欠かすことができないことであり、そのためにも、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とし、対応が必要な子どもを把握する。

また、成長に伴って食物アレルギーの状況も変化することから、「学校生活管理指導表」は、変化がない場合でも必ず1年に1度の提出を求める。

②保護者の同意

食物アレルギー対応食の実施にあたり、次の事項について保護者から同意を得る。

- ・学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、学校生活管理指導表の内容を教職員及び消防関係者で共有する。
- ・食物アレルギー対応食の実施にあたり、微量混入（コンタミネーション）の可能性がある。
- ・保護者の責任において、学校給食アレルギー表示献立表を確認する。

(5) 教育委員会における取組と各学校への支援

①食物アレルギー状況の把握

教育委員会は、食物アレルギーによる学校給食の喫食状況調査を実施し、幼稚園、小中学校の食物アレルギーを有する子どもたちの全体を把握する。

また、緊急時対応充実のため、エピペン®を保持等している子どもたちの情報も把握し、消防機関との連携を図る。

②研修の充実

教育委員会の職員や全教職員が食物アレルギーについて正しい知識を持ち、対応にあたることは、安全性を最優先する学校給食におけるアレルギー対応において不可欠なことである。

そのため教育委員会は、教職員が継続的に学べるように、文部科学省作成の「学校におけるアレルギー対応」DVDを活用するなど、校内研修の実施を支援し、研修の受講機会や時間確保のために、管理職に働きかける。

③食物アレルギー対応充実のための環境整備

教育委員会は、原因食物の混入防止策の一環として、適切な調理場の施設整備（アレルギー調理室、スペース確保）及び調理機器・器具等の整備を行い、必要な人員についても可能な限り確保していく。

④全ての事故及びヒヤリハット事例の情報収集とフィードバック

幼稚園、小中学校に対し、全ての事故及びヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求める。

集約した情報は各学校へフィードバックし、幼稚園、小中学校で共有することで、事故防止の徹底に努める。